

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	民間国外債等の利子等に係る特例の恒久化等	
税 目	所得税、法人税	
要 望 の 内 容	<p>民間国外債等の利子等に係る特例について、以下の 2 つの措置を講ずる。</p> <p>1. 民間国外債等の利子等に係る特例の恒久化</p> <p style="padding-left: 40px;">非居住者又は外国法人が受ける民間国外債等の利子及び発行差金に係る非課税措置を恒久化する。</p> <p>2. 国内金融機関等に係る源泉所得税の非課税化</p> <p style="padding-left: 40px;">国内金融機関等が受ける民間国外債利子については、軽課税地国法人発行に係るものであっても、源泉所得税を非課税とする。</p>	
	減収見込額 （平年度）	— 百万円 （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

我が国企業の国外での資金調達環境に係る国際的なイコール・フットイングを確保することにより、我が国企業の資金調達の効率化及び多様化を図るとともに、国内金融機関等の多様な資金運用を確保する。

(2) 施策の必要性

1. 民間国外債等の利子等に係る特例の恒久化

企業活動がグローバル化し、国際的な金融取引が活発化する中、効率的で多様な資金調達手段を確保することが、我が国企業の国際競争力の維持・向上のために重要。

円の国際化を推進する観点からも、海外投資家による民間国外債への投資を促進することが必要。

2. 国内金融機関等に係る源泉所得税の非課税化

金融機関は、受取利子と支払利子との差額をその収益とする。かかる金融機関の実態に鑑み、国内金融機関等が受ける社債利子については、源泉所得税は原則非課税とされる。

ところが、平成 20 年度税制改正により、国内金融機関等が受ける場合であっても、軽課税地国法人発行に係る民間国外債利子については源泉所得税を課税することとされ、その結果、国内金融機関等の資金運用スキームに深刻な影響が及んでいるため、早急に是正することが必要。

(3) 要望の措置の妥当性

民間国外債の発行額は、平成 19 年度は 3.3 兆円、平成 20 年度は 1.4 兆円にのぼっており、我が国企業の資金調達手段として重要な役割を果たしている。

主要先進国では、国際資本市場での資金調達の重要性を考慮し、民間国外債の利子等について無期限に非課税化している。

本措置の恒久化により、我が国企業の国外での資金調達環境に係る国際的なイコール・フットイングを確保することが可能。

国内金融機関等に係る源泉所得税については、例外なく非課税としても、結局法人税の課税ベースに算入されるため、課税上の弊害は生じない。

税制に関する国際的イコール・フットイングを確保する必要があるため、税制以外の手段はなじまない。

今回の要望に関連する事項	政策評価体系における位置付け	Ⅲ-1-(1)多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計	
	政策の達成目標	我が国企業の国外での資金調達環境に係る国際的なイコール・フットイングの確保、及び、国内金融機関等の多様な資金運用の確保。	
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする	
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)	
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	平成 20 年度税制改正要望において特例措置の延長が認められたことにより、内国法人の海外における資金調達の円滑化に一定の効果をもたらしている。	
	租税特別措置の適用実績	過去 3 年の居住者外債の発行実績	
		対象年度	発行額
		平成 18 年度	45,066 億円
		平成 19 年度	32,858 億円
平成 20 年度	14,212 億円		
租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	平成 20 年度税制改正要望において特例措置の延長が認められたことにより、国外債発行市場において外国法人に対する競争力を確保できたことが、内国法人の海外における円滑な資金調達に結びついている。		
前回要望時の達成目標	我が国企業の資金調達における国際的イコールフットイングの確保		

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成 20 年度における発行実績は 14,212 億円となっており、内国法人の海外における資金調達の円滑化に一定の効果をもたらしている。
	これまでの要望経緯	現行制度は、平成 10 年に導入。平成 12 年、14 年、16 年、18 年、20 年に適用期限を延長。